

自己負担限度額表

(単位：円)

区分	区分の基準		患者負担割合：2割					
			自己負担上限額					
			原則			既認定者に係る例外		
			一般	高額かつ 長期	人工呼吸 器等装着 者	一般	重症	
人工呼吸 器等装着 者								
低所得Ⅰ	市町村民 税非課税 (世帯)	本人年収 80万円以内	2,500	2,500	1,000	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収 80万円超	5,000	5,000		5,000		
一般所得 Ⅰ	市町村民税課税 7万1千円未満	10,000	5,000	5,000		5,000		
一般所得 Ⅱ	市町村民税課税 7万1千円以上 25万1千円未満	20,000	10,000	10,000				
上位所得	市町村民税課税 25万1千円以上	30,000	20,000	20,000				
入院時 の食費			全額			入院時の食費の1/2 に相当する額		

備考

- 「既認定者」とは、平成26年12月31日までに当該疾患により治療研究事業の対象患者として認定され、その後も継続的に認定基準を満たしている者をいう。
- 「市町村民税非課税」に該当する場合は、当該年度（7月1日から翌年の6月30日までをいう。）において市町村民税が課税されていない（地方税法第323条により免除されている場合を含む。）場合とする。
- 「高額かつ長期」に該当する者は、同一の月に受けた特定医療（支給認定を受けた月以後のものに限る。）の医療費総額が5万円を超えた月数が高額難病治療継続者の申請を行った月以前の12月以内に既に6月以上ある者とする。